

次の対象区域において、建築基準法第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づく認定の取消しをしましたので、同条第 4 項の規定に基づき公告します。

また、その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 11 月 15 日

京都市長 門川 大作

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-009	平成 22 年 11 月 9 日	京都市北区上賀茂北大路町 34 番 1, 34 番 3 から 34 番 7 まで及び 35 番

(都市計画局建築指導部建築指導課)